

正誤表（令和元年度）

箇所	誤	正
1(1)エ	3事案について却下(注)をし、1事案については申請者による取下げ、2事案については審査中となっている。	3事案について却下(注1)をし、2事案については申請者による取下げ(注2)、2事案については審査中となっている。
1(1)エ(注)	(注)申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、所在している国又は地域が明らかでなかったものが2事案、申請に係る子の所在地と申請者の住所が同一の条約締結国内にあったものが1事案であった。	(注1)申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、所在している国又は地域が明らかでなかったものが2事案、申請に係る子の所在地と申請者の住所が同一の条約締結国内にあったものが1事案であった。 (注2)このうち、1事案については、平成31年3月31日までに申請がされたもの。
1(2)エ	1事案について申請者による取下げとなった。	1事案については審査中である。
1(3)エ	7事案について援助決定を行い、1事案については審査中となっている。	8事案について援助決定(注1)を行い、1事案については申請者による取下げ(注2)、1事案については審査中となっている。 (注1)このうち、1事案については、平成31年3月31日までに申請がされたもの。 (注2)平成26年に申請受付後、申請者の申出により手続を停止していたもの。
2(3)ア	対象期間内に報告のあった、実施法が適用される面会交流事件の申立件数は0件である。	対象期間内に報告のあった、実施法が適用される面会交流事件の申立件数は4件である。